

R D 最終処分場問題対策委員会委員長選考委員会の設置について（案）

（趣 旨）

第1条 R D 最終処分場問題対策委員会(以下「対策委員会」という。)からの付託を受けて、対策委員会委員長(以下「対策委員長」という。)を選考するためにR D 最終処分場問題対策委員会委員長選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

（所掌事項）

第2条 選考委員会は、前条に規定する趣旨を達成するため、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 対策委員長の選考に関すること
- (2) その他対策委員長の選考に必要な事項に関するこ

（選考委員会の構成）

第3条 選考委員会の選考委員の構成は次のとおりとする。

- (1) 対策委員会設置要綱第3条第1項第1号および第3号に規定する「栗東市長が推薦する住民・市職員」から2名を選考委員とする。
- (2) 同条第2号に規定する「学識経験者」から4名を選考委員とする。

（会議運営）

第4条 選考委員会は、全委員の中から「選考対象委員」を選出し、選考対象委員の中から、最もふさわしい委員1人を対策委員長候補に選出する。

2 選考委員が前項に規定する選考対象委員に選出された時から、当該委員は会議に出席することができない。

（会議の公開）

第5条 選考委員会は、非公開とする。